

燕市まちづくり基本条例市民フォーラム 議事録（要旨）

日 時：平成 22 年 11 月 13 日(土) 午前 9 時 30 分～午後 0 時 00 分

場 所：燕市吉田公民館 3 階 講堂

参加者数：111 名

手話通訳：3 名

報道機関：1 名

次 第

1. 開会	・・・・・・・・・・	1
2. 開会挨拶	・・・・・・・・・・	1
燕市企画調整部長		
3. 提言書提出	・・・・・・・・・・	2
燕市まちづくり基本条例市民検討会議 山田 良兵 委員		
4. 提言内容の発表	・・・・・・・・・・	3
テーマ「まちづくりに向けた想い」		
発表者（燕市まちづくり基本条例市民検討会議：発表順）		
市川 弘 委員、 遠藤 貴子 委員、 斎藤 久美子委員、		
中村 みのる委員、 鷲澤 文忠 委員、 小柳 保男 委員、		
小原 佑介 委員、 安田 和正 委員、 早川 英夫 委員、		
西海知 誓 委員、 竹井 満喜子委員、 川瀬 信子 委員、		
五十嵐 潤一委員、 田邊 松夫 委員、 加藤 一夫 委員、		
下村 篤 委員、 小林 由美子委員、 石村 由紀 委員、		
岡田 美穂 委員、 本間 稔 委員		
5. 解説	・・・・・・・・・・	12
新潟大学法学部 南 眞二教授		
新潟大学大学院実務法学研究科 馬場 健准教授		
6. 質疑応答	・・・・・・・・・・	15
7. パネルディスカッション	・・・・・・・・・・	16
テーマ「これからのまちづくりについて」		
コーディネーター 南 眞二 教授		
パネリスト 馬場 健 准教授		
池田 信行 委員（市民検討会議 市民公募委員）		
宇佐美 弘 委員（市民検討会議 市民公募委員）		
長田 達朗 委員（市民検討会議 市民公募委員）		
鈴木 力 燕市長		
8. 市長挨拶	・・・・・・・・・・	24
9. 閉会	・・・・・・・・・・	25

1 開会

司会：

皆さん、おはようございます。ただ今より、燕市まちづくり基本条例市民フォーラムを開会いたします。

本日は、お忙しい中、本フォーラムにご参加いただき、誠にありがとうございます。

私は、本日の司会を担当いたします、企画調整部企画政策課の宮野と申します。よろしくお願いいたします。本日のフォーラムには、手話通訳をお願いしております。手話通訳の皆さん、よろしくお願いいたします。

ここで、本日のプログラムについてご説明いたします。第1部は、2カ年にわたり市民の皆さんと市の職員が共に創り上げた「燕市まちづくり基本条例・素案に関する提言書」の市長への提出と発表、そして条例素案の解説、第2部は、パネルディスカッションという2部構成で進めさせていただきます。閉会は12時頃を予定しておりますので、皆さんのご協力をお願いいたします。

それでは、最初に、燕市まちづくり基本条例の制定に向けた取り組みを担当しております部署として、企画調整部長の南波が開会のあいさつを申し上げます。

2 開会挨拶

企画調整部長：

皆さん、おはようございます。

今日は、本当に募る思いもあると言いますか、今から2年半くらい前になりますが、このまちづくり基本条例の制定に向けて準備をするよう、当時の小林市長から指示をいただきました。このまちづくり基本条例の制定は、新市建設計画の中に掲載されており、また、燕市の最上位計画である総合計画の中にも位置付けられております。そのような経緯から取り組みを進めてほしいという内容でした。その後、他の自治体ではどんな内容をこの条例の中に盛り込んでいるのか、そもそも、なぜまちづくり基本条例が必要なのかという勉強もさせていただきました。行政の役割、市民の役割、議会の役割、さらに住民投票については18歳以上を対象とする自治体もあれば、外国人も含める自治体もあります。その結果の取扱いも自治体によって千差万別ということで、これを燕市の議会にそのまま提案させていただいても、それを可決していただいてもすぐに運用できるというような簡単なものではなく、考え方によっては新庁舎を建設するより難しいとそのときは思いました。当時の小林市長に早急に進めるように言われながらも、なかなか難しいですよというお話をしましたらお叱りを受けた記憶がございます。その際、様々な事項について検討しなければならないといった、本当に大きな事業でありますし、たくさんの市民の皆さんからご議論をいただいて、ご理解をいただかないと先へは進めませんと説明しましたら、なるほど、慎重に市民の皆さんを巻き込んで検討しなければならないこと、また、後戻りにならないようにしっかり進めていってほしいというお言葉をいただいたことを今でも鮮明に覚えています。

また、当時、議会事務局のご理解をいただきまして、市議会議員の皆さんへのまちづくり基本条例の研修を馬場先生のお力をお借りして開催させていただいたこともありました。しかしながら、もう一つ前へ進める力にはならなかったということもあり、そこで、少し時間をかけて進めなければならないという考えから、3年前ですが、取り組みをスタートした年を学習の年度と位置付けました。そして昨年になりますが、検討の年度としましょう、さらに今年はそれを取りまとめる年度にしましょうということで協議いたしまして、今日まで進めて参りました。その足掛け3年の集大成が今日、この日でございます。

まちづくり基本条例については様々に言われておりますが、私が一番ピッタリくるといつも思っているのは、よく言われることですが「見えない条例」というものです。この条例ができたからと言って、がらりと変わるわけではないし、場合によっては今までと何ら変わらないかもしれない。しかし、いざというときに、この条例があることで守られてくることがあります。それは、

市民の皆さんの知る権利であったり、市政へ参加する権利であったりということです。そのときに、初めて条例の効果が表れるということが見えない条例と言われるゆえんです。

この3年の間にいろいろと勉強をさせていただきましたが、この条例だけに関わらず、教えられることが本当にたくさんあったなと思っています。これまでの検討の中で、ゴミの収集について議論を行ったことがあります。燕、吉田、分水でゴミの収集の仕方がずいぶん異なるんです。合併したのに3通りの収集の方法があり、ゴミカレンダーも地区ごとにあります。そのときに、馬場先生からこんなコメントをいただきました。「みんなと同じであるということを求める必要はないんです。違いがあるということ、そして、なぜ違うのかということをお互いに知ること、理解することが大事なんです。」というお話をお聞きし、そのとおりだな、別に違っていたからと言って不便がなければ、違いを認め合っていくことこそが大事なんだなと思いました。また、馬場先生から福祉国家と言われている「ノルウェー」についてのご講義をいただいたことがあります。福祉国家と呼ばれるノルウェーでは、歩道は段差だらけでバリアフリーも進んでいない。まちを走っているバスも床が低いわけではない。インフラで言えば、日本の方がはるかにバリアフリーは進んでいるのに、福祉国家と言われるのは、車椅子の人がバスに乗ろうとすると、乗客の人たちが降りてきて、寄ってたかってバスに乗せてしまう。そのような、人のありようというものが福祉国家と呼ばれる理由であるとお聞きしたときは、目からうろこだなと思いました。

そんな様々な思いを重ねながら、今日まで、まちづくり基本条例市民検討会議を開催して参りました。今日は、その集大成と言うべき市長への提言ということになります。

協働のまちづくりということが一つの大きな目標ではありますが、これで終わったということではなく、ここでようやくスタートラインに着こうとしているということでございます。これからいただく提言を生かして、条例案として議会とも十分に議論をさせていただいて、できることであれば議決をいただき、そこから燕市の協働のまちづくりがスタートすることになるだろうと思っております。

これまで、大きなお力添えをいただきました市民の皆様にご感謝を申し上げますとともに、これからも変わらずご理解とご協力をいただけますようお願いを申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。本日は、大変ありがとうございます。

【出席者紹介】

司会：

それでは、ここで本日の出席者のご紹介を行います。ステージ上にいらっしゃる皆さんが、まちづくり基本条例の素案の検討にご尽力いただきました、燕市まちづくり基本条例市民検討会議の委員の皆さんです。委員の皆さん、ご起立をお願いいたします。

時間の関係で、委員の皆さんのご紹介は、本日、資料としてお配りしております委員名簿で代えさせていただきます。委員の皆さんありがとうございました。ご着席ください。

次に、条例の解説と、パネルディスカッションをお願いしております、新潟大学の南 眞二教授です。同じく新潟大学の馬場 健准教授です。

続きまして、鈴木燕市長です。

3 提言書提出

司会：

それでは、これより「燕市まちづくり基本条例・素案に関する提言書」の提出に移らせていただきます。

市民検討会議の委員を代表しまして、山田良兵さんから鈴木市長へ提出していただきます。

それでは、お願いいたします。

山田 良兵 委員：

提言書の提出に当たり、初めにこれまでの検討経過をご報告します。

私たち燕市まちづくり基本条例市民検討会議は、まちづくりの基本ルールとなる「まちづくり基本条例」素案の提言を目的に、平成 21 年 6 月、市民公募委員の 25 名を中心に、市の職員委員 15 名を合わせた 40 名で発足いたしました。

まちづくり基本条例の素案の提言に向け、8 回の学習会と 16 回の検討会議に積極的に参加し、市民と市職員がお互いに学び合い、協力し合いながら、それぞれの視点でワークショップによる対話や検討を重ねて参りました。

検討の過程で、何より素晴らしかったことは、参加した委員一人一人が、純粋に「私たちの好きなまち、燕市をもっともっと良いまちにしたい」という想いを最後まで持ち続けたこと、そして、考え方や立場の違いを超えて、お互いの信頼関係を築き上げてきたことです。振り返れば、市民と市が一体となって取り組んだこの活動そのものこそ、この条例が目指すまちづくりの在り方を具体的な形に現したものであったのかもしれない。

今、私たちの燕市は、激変する現代社会の中で、様々な公共的な課題を抱えております。より複雑化し、高度化する地域の公共的課題を解決していくためには、市民と市が協働してまちづくりに取り組むことが必要であります。

私たちは、今回の条例素案の策定のプロセスを通じて、一人一人がお互いに力を合わせれば、どんな課題でも解決していくことができると確信しております。

この提言書には、皆さんがまちづくりについて考え、話し合い、行動していくことで、個性豊かで魅力のあるまちを創り上げ、そして、「誰もが暮らしたい、訪れたい」と思える燕市として、次の世代に引き継いでいきたいという想いが込められております。

この提言書の内容が、条例制定に生かされるとともに、燕市において、市民と地域の力を生かした、市民と市とのパートナーシップによるまちづくりが進められること、全市民一人一人が自分たちの条例であることを自覚し、活用し、より良いまちができることを切に願っております。

市民検討会議を代表いたしまして、以上のとおり提言いたします。

(市長に提言書を提出)

司会：

ありがとうございました。

4 提言内容の発表 テーマ「まちづくりに向けた想い」

司会：

続きまして、「まちづくりに向けた想い」をテーマに、市民検討会議の皆さんが創り上げた、燕市まちづくり基本条例の素案の内容を、ご尽力いただきました委員の皆さんの手で発表していただきます。

なお、本日ご来場の皆さんにお配りいたしました、提言書の写しに沿って発表していただきますが、2 カ年にわたる検討の成果がぎっしり詰まっています。そこで、すべての内容をここでお知らせすることは難しいので、提言書の中でも特に市民の皆さんにお伝えしたい、まちづくりに対する想いや条例素案の考え方について発表していただきます。皆さん、最後までごゆっくりとご静聴ください。

それでは、市民検討会議の皆さん、お願いします。

市川 弘 委員：

はじめに、どうして今、まちづくり基本条例が必要なのか、そして、どうしてこの条例の名称になったのか、私たちの考えを説明します。

資料の 2 ページをご覧ください。

いま、私たちを取り巻く社会が急激に変化し、これに伴って地域の課題も複雑化しています。さらに、これまでの横並びのまちづくりから、「地域のことは地域で考え、地域の責任で決める」という“自立”によるまちづくりへと考え方が大きく変わってきていて、市町村の役割はどんどん増えてきています。

そんな中で、誰もが誇りを持てる、魅力あるまちを創り上げていくためには、市民と市が適切に役割を分担し、お互いの知恵や力を出し合いながら協働でまちづくりに取り組んでいく必要があります。

そこで、まちづくりに関わる人たちの役割を明確にして、まちづくりの基本ルールを共有することで、市民、市議会、市など、まちづくりに関わるすべての人が一緒になって地域の課題解決に取り組むための仕組みを定めるものが、今回の条例素案の内容です。

次に、条例素案の名称について、私たちの考えを説明します。

まちづくりという言葉は、道路や公園の整備などを想像しがちですが、私たちの考えるまちづくりは、「この地域に暮らす誰もが幸せと感じるまちを実現するためのすべての行為」という広い意味を指すものとして定義しています。

そして、地域の公共的な課題は、そこに暮らす人たちが責任をもって解決していくことが基本であると考えています。

この条例は、みんながまちづくりの主人公として行動していくためのルールとなることから、市民にとって分かりやすく、親しみやすい条例となることを願い、条例素案の名称は『燕市まちづくり基本条例』として提言します。

遠藤 貴子 委員：

続きまして、私たちが検討してきた条例素案の内容についてご説明します。

資料の8ページ以降の部分をご覧ください。

この条例の素案は、私たち市民検討会議のメンバーが2カ年にわたって積み重ねてきた議論の成果をカタチにしたものです。ここに掲載した、ひとつひとつの条文にメンバー全員のまちづくりへの想いが込められています。

ただし、この条文は必ずしも、そのままの形で条例になるとは限りません。この条例素案をもとに、今後、より多くの市民の皆さんの意見を反映しながら条例案をつくり上げていくことになります。そして、条例の最終案をまとめ上げ、議会に提出するのは市長の役割ですし、提出された条例案を検討し、議決するのは市議会の役割です。

したがって、個々の条文の案につきましては、後でお読みいただくこととして、条例の素案に込めた想いや大きな論点となった部分について、順を追って説明していきたいと思えます。

齋藤 久美子 委員：

それでは、資料の9ページの第1章、総則について、私たちの考えを説明します。

皆さん、市民は、まちづくりに主体的に参加してきたと思えますか？

これまでは、「まちづくりは行政主導で行うもの」と考えられてきました。でも、まちで暮らし、地域を良く知る「市民」の協力や視点がなければ、様々な公共的な課題を納得した形で解決することはできません。

社会が急激に変化し、公共的な課題が複雑化したり、市民の価値観やニーズが多様化し、行政主導で解決を図るやり方では、対応しきれなくなっています。

私たちは、このまちに暮らす一人一人が、「まちづくりの主体」であることを認識して、積極的に行動しなければならないと考えています。

「市民参画と協働のまちづくりをより一層推進し、市民の意思に基づいた、自主性と自立性の高いまちを創り上げること」をこの条例の目的としています。

この実現に向けて、力を合わせてまちづくりを進めていくことを明確にしたいと考えています。

次に、資料の 10 ページの定義について説明します。

この条例は、まちづくりの基本ルールを定めるものです。この条例の内容を燕市のすべての人々が共有して、まちづくりを進めていくことが大切です。

ここでは、親しみやすい文章にするために重要な用語を説明しています。

「市民」という言葉は、たくさん使われていますが、まちづくりを進めるうえで、市民の役割は重要です。私たちは、住民、市内に通勤、通学している人、市内で活動をしている人を含めて「市民」と考えました。燕市に関係する幅広い人たちが、力を合わせていく必要があると考えたからです。

他に条例の解釈にあたり重要となる用語として「まちづくり」「市」「市民参画」「協働」「地域コミュニティ」「市民活動」「事業者等」の 8 つの用語を定義しています。

中村 みのる 委員：

次に、資料の 12 ページのまちづくりの基本理念について説明します。

私たちは、みんなでまちづくりを進めていくためには、まちづくりに関わるすべての人が共有していく必要がある、基本的な考え方や、目標を明らかにする必要があると考えました。

ここで、私たちは、改めて、まちづくりの主体は市民であることを明らかにするべきであると考えました。そして、市民の意思を反映したまちづくりを進めていくためには、市民や市議会と市がお互いに協力し合いながら、それぞれが果たさなければならない役割を認識して、まちづくりに積極的に取り組んでいくことが必要です。さらに、地域の特色を生かした個性豊かで魅力あるまちを、自分たちの力で創り上げていくことが大切です。

また、まちづくりは人づくりに例えられるように、人材の育成は、まちづくりのすべての基礎となることを認識して、人を育て、人を活かし、人がふれあい、人が助け合うことで、一人一人の個性や能力を生かすことができるまちづくりを進めていくことが必要であると考えます。

次に、資料の 13 ページのまちづくりの基本原則について説明します。

地域の様々な課題に対して、市民、市議会、市のそれぞれが、自己の主張をするだけでは、効果的な課題解決を図ることはできません。そこで、まちづくりに関わる各主体が、実際にまちづくりを進める際に、どのように行動していったら良いのかという共通ルールを明らかにする必要があると考えました。

みんながまちづくりの主人公として行動していくためには、市民参画、協働、情報共有を基本としたまちづくりを進めていく必要があります。

さらに、市民検討会議での議論の中で示された「まちづくりの原点は人である」という考え方から、人と人とのつながりや交流を大切に、市全体が一体となってまちづくりを進めていくことや、個人の人権を尊重し、一人一人の個性と能力を十分発揮できるまちづくりを進めることが大切であると考えます。

鷲澤 文忠 委員：

次に、資料の 14 ページの第 2 章、まちづくりの主体について、私たちの考えを説明します。

皆さんは、市内で行われている市民活動や地域活動をどれくらいご存じでしょうか？

市内では、多くの皆さんが地域のまちづくりのために活動していて、その活動内容は多岐にわたっています。でも、どんな人たちが、どんな活動を行っていて、どんな役割を担っているのか、あまり知られていないことも実情です。もし、そういった人たちが地域の中でお互いに連携したり、協力したりすることができれば、まちづくりは、より一層活発になるはずですよ。

これからのまちづくりは、行政主導の地域の課題解決の仕組みを見直して、まちづくりに関わる様々な担い手の人たちがお互いに協力して課題解決に取り組んでいくことがもっとも効果的です。

このような考えから、私たちは、まちづくりに関わる様々な担い手の役割を条例で明確にする

必要があると考えました。これからのまちづくりで重要なことは、基本的な役割分担の考えに立ってまちづくりを進めていくことです。

そして、市民検討会議の議論の中で、まちづくりの主体として位置付ける必要があると考えた、市民、地域コミュニティ、市民活動団体、事業者等、市議会、市及び市の職員について、それぞれの役割を導き出しています。

これまでの検討の中では、各主体の役割として、大変多くの意見が出されました。細かい内容は資料をご覧くださいこととして、大きな論点となった部分について説明します。

資料の 14 ページの市民の権利と 15 ページの市民の役割について説明します。

まちづくりを進めるうえで、市民にはいろいろな権利や責務があります。

住民の権利は、地方自治法にも規定されていますが、一部の制度を除いて、市民が主体的にまちづくりに関わっていくための権利はうたわれていません。

そこで、市民が主体となってまちづくりを進めていくための権利として、市の政策の立案、実施、評価及び改善のそれぞれの段階に参画する権利、市や市議会が保有する市政運営に関する情報を知る権利、そして、まちづくりについて学ぶ権利があることを明確にすることが必要であると考えます。

次に、市民の役割についてです。何より重要なことは、すべて市に任せるのではなく、自分たちでできることは何かを考えて行動していくことであると考えます。もしも、個人が単独では解決できない問題でも、交流を通して地域で支え合うことで、身近な課題をより効果的に解決していくことができるはずです。また、市民は、まちづくりの主体としての権利が保障されなければならないという一方で、権利を主張するばかりで、まちづくりに対して無責任ではいけないと考えます。

小柳 保男 委員：

資料の 16 ページの地域コミュニティの役割について説明します。

地域コミュニティでは、自治会、まちづくり協議会、子ども会、老人会、婦人会、PTA などの皆さんが、地域ごとに、様々な分野にわたって特色のある活動を行っています。

そして、それぞれの地域に関わる人たちが、お互いに協力し合い、支え合いながら、地域のことをまず自分たちで考え、地域の課題を協力し合って解決していくという重要な役割を担っています。

私たちは、みんなで地域コミュニティの活動を応援し、守り育てていくことで、地域コミュニティの活動の輪をより一層広げていくことが重要であると考えます。

そのためには、市民一人一人が地域コミュニティ活動の意義や役割を理解して、地域の活動への参加や協力に努めることで、郷土への愛着と地域の連帯感を一層深め、共同意識や信頼関係を築き上げていくことが大切です。

また、地域コミュニティを構成する自治会とまちづくり協議会については、これまで、それぞれの役割を明確に示すものはありませんでした。そこで、自治会とまちづくり協議会の役割についての基本的な考え方を今回の条例で明確にするために議論を重ねてきました。

小原 佑介 委員：

資料の 17 ページの自治会と 18 ページのまちづくり協議会について説明します。

自治会の役割に関して検討した結果、自治会は、市民にとって最も身近な存在であり、地域づくりの重要な担い手であるとともに、特に地域内の情報伝達や地域住民の意見の集約、そして市に対して地域の声を伝える役割などから、行政事務の一部を担う、市のパートナーとしての役割が導き出されています。

また、まちづくり協議会の役割に関しては、地域における広範な課題に対応するための組織であり、特に、地域で活動する各種団体が単独で対応することが難しいと考えられる課題や問題を

掘り起こし、市民が自ら解決策を協議し、責任を持って解決していくことで自立した地域づくりを行うという役割が導き出されています。

このように、私たちが議論してきた、自治会とまちづくり協議会の役割に関する基本的な考え方を説明しましたが、市内の自治会やまちづくり協議会でも、抱える課題や運営方法などは地域の実情に合わせて、それぞれ異なっていると思います。しかし、こうした基本的な考え方を共有することで、共に地域の課題を解決していく取り組みにつなげていくことこそが、この条例を制定する大きな意義であると考えています。

安田 和正 委員：

次に、資料の 19 ページの市民活動団体の役割について説明します。

市民活動団体は、近年、地域社会を支える新たなまちづくりの担い手として広く認識されるようになり、市内でも多くの団体の皆さんが地域のまちづくりのために活動しています。

こうした市民活動には、専門性や柔軟性といった特性があり、様々な分野で、地域の多様化したニーズに応える重要な役割を担っています。市民活動団体の役割として、市民活動の持つ特徴を生かしながら、活動の輪を広げていくことが大切であると考えます。

そして、市民一人一人が市民活動の果たす意義や役割を理解し、その活動を応援することで、地域の公共的課題の効果的な解決につながるとともに、まちづくりの大きな原動力となると考えます。

早川 英夫 委員：

次に、資料の 20 ページの事業者等の役割について説明します。

産業は、燕市の重要な地域特性の一つです。また、地域の一員として事業者等の果たす役割は大きいと考えます。

事業者等の役割として、活動を通して地域社会に貢献し、地域の活性化に努めることや、専門知識や技能を次の世代に引き継ぐことが大切だと考えます。

次に、資料の 21 ページの市議会の役割について説明します。

市議会は、燕市の最終的な意思決定を行う機関です。そして、市政運営を監視する機関でもあるため、まちづくりの主体として大切な役割を担っています。

市民検討会議の議論の中で、市議会議員は自ら条例の立案が可能であることから、市議会の役割については、他の自治体でも制定が進んでいる「議会基本条例」に委ねた方がよいのではないかという意見や、当たり前なことをわざわざ条例に定める必要はないのではないかという意見もありました。しかし、この条例は、基本的な役割分担を行ってまちづくりを進めていくためのルールを定めているため、市議会の役割を外すことはできないこと、また、市議会の役割を市民に再認識してもらう必要があるという考えから、当然のことでも役割として明らかにする必要があると考えました。

西海知 誓 委員：

次に、資料の 22 ページの「市の役割」と「市の職員の役割」について説明します。

まちづくりを進めるうえで、市が果たさなければならない役割については範囲が広く、数多くの様々な意見が市民検討会議の中で出されました。

それらの意見を集約すると、最も重要なことは、市民のための市であるべきということです。そして、市民の想いを実現するということが市の役割であると考えます。このような意見や考え方にに基づき、市の役割を導き出しています。

また、市の役割について検討する中で、市の職員に関する意見も数多くありました。そこで、市とは別に市の職員の役割を条例で明らかにする必要があると考えました。

市の職員の役割に関しても、様々な意見が出されましたが、市民目線での対応を求める意見や

地域の活動について職員の参加や協力が不足していることが課題として明らかになりました。そこで、市の職員の役割として、市民との信頼関係をつくること、地域社会の一員として積極的にまちづくりに参加することが大切であると考えます。

竹井 満喜子 委員：

次に、資料の 24 ページの第 3 章、協働について、私たちの考えを説明します。

皆さんは、燕市のまちづくりに関わる人達は、お互いに連携し、協力してまちづくりを行ってきたと思いますか？

燕市では、これまでもいろいろなまちづくりの主体が連携し、協力しながら地域の公共的課題の解決に取り組んできました。しかし、協働を推進する市の体制の整備や協働の仕組みが十分とまでは言えないと思います。

誰もが誇りを持てる、魅力あるまちを創り上げていくためには、市内の様々なまちづくりの主体が、お互いに地域社会を支えるパートナーであることを認め合うことが不可欠です。そして、目標の共有と適切な役割分担を行い、知恵と力を出し合いながら、協働でまちづくりを進めていくことが重要であると考えます。

そのためには、自分たちができることを提供し合い、連携するための体制の整備や各主体が協働で地域の課題を解決していくための仕組みが必要です。

また、市内で協働の担い手となっている各団体には、人材や活動資金が不足していたり、活動拠点が整備されていないなど、抱える課題は多いため、市はそれぞれの活動に対する自主性を尊重しながら、活動を応援するために必要な支援制度を整備していくことが必要であると考えます。

このような考えから、私たちは、協働のまちづくりを進めていくための基本的な考え方と、そのために必要な市の役割をこの条例で明確にする必要があると考えました。

私たちは、まちづくりには、各主体が責任を持って取り組む領域と、役割分担しながら連携し、協力して取り組む協働の領域があると考えます。

協働で取り組む領域の明確化を図りながら、お互いにまちづくりを担うパートナーとして信頼関係を築き上げていくことで、地域全体が一体となってまちづくりを進めていくことが必要です。

また、市民検討会議では、協働のまちづくりの具体的な仕組みについても検討を行いました。検討の中では、協働事業を市民と市が双方向で提案できる仕組みなど、新たな取り組みを行っていくことが重要であるという意見がありました。市からの提案だけでなく、市民からの提案という相互の提案によって協働の取り組みを推進しようという考えです。

現在でも、市と協働でまちづくりを進める「イキイキまちづくり団体」などの組織と協働事業を展開していますが、こうした取り組みをさらに発展させていく必要があります。

川瀬 信子 委員：

次に、資料の 26 ページの人材の育成について説明します。

協働のまちづくりの現状と課題について話し合った中で、地域コミュニティや市民活動団体などの多くが直面している課題として、人材の問題が挙げられました。

私たちは、まちづくりを進めるうえで、まちの将来を担う人材を育成することが、大変重要であると考えています。

まちづくりは人づくりに例えられるように、人づくりは、まちづくりに関わる様々な主体と市が協働により取り組むべき公共的課題としてとらえ、燕市の将来を担う人材を育成するための様々な機会の提供に努めていくことが大切であると考えます。

五十嵐 潤一 委員：

次に、資料の 27 ページの第 4 章、市民参画について、私たちの考えを説明します。

皆さんは、市民の意見や要望が市政運営にしっかりと反映されてきたと思いますか？

自分たちの意見や要望が市政運営にきちんと反映されていると満足している市民は、多いとは言えないかもしれません。原因として、意見や要望を伝える方法が市民にとって分かりにくいことや、どのように反映されているのかという説明や情報が少なかったのではないかと考えます。また、市の側にも積極的に市民の意見を求めていくという姿勢が十分ではなかったかもしれません。

市民主体のまちづくりを進めるため、さらに広く市民の意見を求めていくことが必要です。そして、市民の意見がどのように反映されたのか、反映されない場合にその理由を公表するなど、市民の提案がまちづくりに生かされるための仕組みを検討する必要があります。

また、市の政策の「立案」「実施」「評価」の部分に市民は十分に参加できていたと思いますか？市の政策を進める過程は、立案、決定、実施、評価、改善の段階に分けられます。

これまでは、市政運営へ市民が参加すると言っても、市がつくった案を承認したり、決まったことを実行したりするだけの参加が多かったと思います。これからは、政策を決める前の立案の段階から実施や評価に至る各過程への参加が必要であると考えますが、現状では十分とまでは言えないと思います。

市の政策が決まる、なるべく早い段階から市民が参加できたり、市民の意見が政策の評価や改善にまで生かされたりする参加であれば、市民の関心も高まるのではないのでしょうか。そのためには、市の政策過程のそれぞれの段階への参加の仕組みを検討する必要があります。さらに、市は、市民が参加しやすい環境づくりや雰囲気づくりに努めていく必要があります。

このような考えから、私たちは、市民参画を基本としたまちづくりを進めていくための考え方と、そのための基本的な仕組みをこの条例で明確にする必要があると考えました。

市民参画は強制されるものではありませんが、市民主体のまちづくりを進めるため、市民がまちづくりに参画する機会が平等に保障されることが必要です。

市は、市民の意見や提言等をまちづくりに生かしていくため、市民にとって分かりやすく、利用しやすい仕組みなど、市民参画しやすい制度を整備していくことが必要です。

田邊 松夫 委員：

次に、資料の 28 ページをご覧ください。

では、市政運営について、市民が意見を言ったり参加したりする場や機会が十分に用意されていたと思いますか？

市民が主体となってまちづくりを進めていくためには、市民が広く市政運営に参加できる仕組みが必要ですが、現状では十分とまでは言えないと思います。

確かに、これまでも市政運営のいろいろな場面で市民の参加の機会をつくっていく取り組みを広げてきました。こうした取り組みをさらに発展させるため、誰もが主体的にまちづくりに参加できるよう、ルールをきちんと定めておくことが必要です。

また、市長への手紙、意見交換会、パブリックコメント制度、審議会委員の市民公募など、現在行っている制度の周知や充実に努めることが必要です。

このような考えから、私たちは、市民参画の具体的な方法について、この条例で明確にする必要があると考えました。

市は、政策に対する市民の関心や政策が市民に与える影響などを総合的に判断して、市民参画が必要であると認められるものについては、案件に応じた適切で有効な方法により市民参画を求めることが必要であると考えます。

これまでの検討の中では、市民参画の方法について、大変多くの意見が寄せられました。細かい内容は資料をご覧ください。こととして、大きな論点となった部分について説明します。

加藤 一夫 委員：

資料の 29 ページの審議会等について説明します。

審議会等は、学識経験者や関係者で組織している場合もありますが、市民参画をより推進するため、審議会等の委員の市民公募も重要な方法の一つであると考えました。

審議会等についての課題として、同じ人がいくつも委員を兼ねていること、男女の比率や年齢層に偏りがあるといった、参加者の偏りについての意見が出されました。

そこで、市が審議会の委員に市民を選任する場合は、委員の公募制を充実させるとともに、幅広い層から人材を求めることで、広く市民の意見をまちづくりに反映していくことが重要であると考えました。また、審議会等の会議を公開することについても情報公開の観点から必要であると考えます。

下村 篤 委員：

次に、資料の 31 ページの住民投票について説明します。

住民投票制度を市民の意思確認の方法として、この条例に位置付けるべきかどうか、市民検討会議では、資料に掲載したとおり、賛成と反対の両方の意見がありました。

まちづくりは、市民と市との信頼関係や協力関係が必要であり、情報共有を図りながら市民参画や協働を実践して、政策の決定までの議論の過程を大切にすることで、住民投票に至らなくても解決していくことが可能であると考えます。

しかし、地方自治法の規定によって、現在でも住民からの直接請求で住民投票条例の制定を請求することができることや、市民参画の重要な手法の一つであることから、市民が政策決定へ参加する、あくまで最終的な手段として明らかにしておいた方が良いと考えました。

住民投票に至るまでには、この条例に基づいた対話や意見交換の段階がいくつかあり、議会等で議論され、すでに意見は出尽くしているはずで、それでも決定できない重要事案に対して行われるべきであると考えています。

小林 由美子 委員：

次に、資料の 33 ページの第 5 章、情報の共有について、私たちの考えを説明します。

皆さんは、市の情報は、市民に分かりやすく、十分に伝わっていたと思いますか？

市からの情報提供は、広報つばめやホームページなどを通じて行われていますが、それだけでは市政に関する情報を十分に共有しているとは感じられないのかもしれないかもしれません。

市の発信する情報量が多いことや、情報の内容が複雑であることなどが問題として考えられますが、市民のまちづくりへの関心を向上するための工夫も必要ではないかと考えます。

そこで、市政運営に関する情報を適切な方法で積極的に公開していくことや分かりやすい情報提供となるような仕組みを検討する必要があります。

ただし、情報は一方向だけではなく、お互いに共有することが大切です。市民、市議会と市が、お互いに保有しているまちづくりに関する情報を発信し合うことで、地域の課題を共有し、まちづくりに生かしていくことができます。お互いがきちんと情報を受け止め、情報を送る側と受ける側の共通理解を深めることで情報の共有を図っていくことが重要であると考えます。

まちづくりに関する情報は、みんなの共有の財産とも言える大切なものです。

このような考えから、私たちは、市民参画と協働によるまちづくりを進めるうえで不可欠な、情報の共有についての考え方や仕組みをこの条例で明確にする必要があると考えました。

そして、情報の共有を推進するため、市は、市民が必要なときに容易にまちづくりに関する情報を手に入れることができるような仕組みを整備し、情報を分かりやすく市民に提供することが必要です。

石村 由紀 委員：

次に、資料の 35 ページの説明責任および応答責任について説明します。

皆さんは、市は、行政運営について市民に対して十分に説明を行ってきたと思いますか？

説明責任は、市民参画と協働によるまちづくりを進めるうえで前提となるものです。

これまでは、結果に対する説明に重点が置かれ、政策等の立案から改善に至る各過程で、その必要性や経過、内容、効果等に対する説明が十分ではなかったのではないかと考えます。

市は、市政運営に関する情報を市民に分かりやすく説明し、また、市民からの意見や要望等に対して、適切に応答するよう努め、市民に対して説明責任を果たしていくことが必要であると考えます。

次に、資料の 36 ページの第 6 章、市政運営について、私たちの考えを説明します。

この章では、主に市政運営に関する市の役割を掲載しています。

市民検討会議の中では、1 点目として「まちづくりの基本となる計画づくりや市が行う政策の評価などを市民とともに進めていくこと。」、2 点目として「健全な財政運営がまちづくりの基本であること。」、3 点目として「独自の政策や条例などを積極的に提案していくこと。」、4 点目として「まちづくりを進めていくうえで、国や県との関係性などについて明確にしていくこと。」、5 点目として「燕市単独で解決が難しい広域的な課題等に対応するため、他の自治体等との連携・協力や国際社会との交流に努めていくこと。」などの意見がありました。いずれもまちづくりを進めていくうえで重要な点であり、改めて市政運営の基本ルールとして明らかにする必要があると考えました。

岡田 美穂 委員：

次に、資料の 40 ページの第 7 章、条例の尊重及び見直しについて私たちの考えを説明します。

この条例が、燕市のまちづくりの指針となるものであることから、この条例の考え方を尊重しながらまちづくりを進めていくことを明確にすることが必要であると考えました。

また、条例の実効性を確保するためには、条例の見直しや改善を行うのは当然ですが、市民と共に定期的な見直しを行っていくことが必要であると考えました。

この条例は、制定することが目的ではありませんし、私たちは、この条例に完成形はないと考えています。条例を制定して、運用していく中で、社会や時代の変化とともに新しい仕組みが必要になることなども考えられます。

今の時点でこういったルールが必要だと市民検討会議のメンバー全員が一致できるところで条例素案を創り上げることを基本として検討してきました。

そして、条例の制定後は、市民による定期的な見直しを行って、必要に応じて改正する「市民が見守り、育てていく進化する条例」を目指していくという考え方に立っています。

次に、前のページに戻りまして、資料の 8 ページの前文について、私たちの考えを説明します。

市民検討会議では、各条文の検討が終わった後で、最後に前文についての議論を行いました。

条例の前文は、必ず置かなければならないという決まりはありませんが、条文に盛り込みきれなかった燕らしさやまちづくりへの想いを強調するために必要であると考えました。

そして、自然、産業、歴史、文化といった燕市らしさを表現し、条例制定の背景や燕市が目指すまちの姿とまちづくりの在り方を表現することにより、まちづくりに関わるすべての人に、この条例を制定する意義と決意を明らかにしています。

本間 稔 委員：

おわりに、市民検討会議では、はじめに述べましたように、平成 21 年 6 月の発足以来、約 1 年半にわたり 16 回の市民検討会議を重ね、この提言書を策定いたしました。

この条例は、案の段階から市民が参画し、条文の作成に至るまで市民の意見を反映しながら、市民と市の職員が力を合わせて創り上げる初めての条例です。

この策定作業を通じて、様々な意見をまとめることの難しさと、人の意見を聴き、取り入れていくことの大切さを実感することができました。また、すべてが成功ではなく、課題が残るものであったかもしれません。今回の燕市における条例策定のプロセスは、携わった市民と市職員と

の共有の財産です。市民検討会議は、まちづくり基本条例の素案を策定することが目的でしたが、それ以上に、一人一人の力は小さくても、力を合わせればまちづくりの大きな原動力になることを確認し合うことができ、市民公募委員及び市の職員委員は、今回のプロセスで得たものは大きかったのではないのでしょうか。

より魅力ある燕市にしていくためには、地域や市全体の課題について話し合いを積み重ね、まちづくりを自分たちの問題として考えていくことが大切です。そして、市民、市議会、行政などの、まちづくりに関わるすべての人々が共に地域の課題解決に取り組んでいくことが必要であると思います。

その基本ルールとなるのが「燕市まちづくり基本条例」です。まちづくり基本条例は策定したから終わりではありません。やっと今、新しいまちづくりのスタートラインに立ったのだと思います。

この条例が、これから市民と市が手を携えて、新しいまちづくりの形を創っていくための礎となることを切に願っています。

最後になりましたが、まちづくり基本条例の検討において、アドバイザーとして市民学習会や市民検討会議で献身的に私たちを導いていただきました新潟大学准教授 ばば たけし先生と、熱心に議論していただいた市民公募委員と職員委員のメンバー全員に感謝の意を表したいと思います。

大変、ありがとうございました。

司会：

それでは、これで市民検討会議の皆さんの発表を終了いたします。発表者の皆さん、ありがとうございました。

会場の皆さん、今一度、大きな拍手をお願いいたします。

5 解説

司会：

続きまして、これより条例素案の解説に移らせていただきます。

講師のご紹介をいたします。講師は、新潟大学法学部教授の南 眞二先生です。南先生は、法学博士で、大学では自治体法、自治体政策を主に担当されており、また、新発田市まちづくり基本条例市民提案会、阿賀野市まちづくり基本条例市民検討会議のアドバイザーなどを務められております。

それでは、南先生、よろしく願いいたします。

南先生：

新潟大学の南と申します。私は、燕市のまちづくり基本条例素案の検討には関わってきませんでしたので、第三者的な立場でコメントをさせていただきます。論点を絞ってお話をさせていただきますが、まちづくり基本条例の現状、条例制定の効果、そして、条例の中身については参画と協働、まちづくり協議会、議会についてお話しします。

1. まちづくり基本条例の現状

今ほど、市民検討会議の皆さんからそれぞれ熱心に発表がありましたが、地方自治体の運営の基本となる法律というのは地方自治法です。地方自治法は、国が事細かに決めている法律です。地方自治法にも住民サイドの規定はあるんですが、要件が厳しい、また使い勝手が悪いといった評価がされています。そこで、各自治体で自治基本条例やまちづくり基本条例といった名称のまちづくり関係の条例が盛んにつくられるようになってきています。統計を見ますと、平成 22 年 3 月末現在で、都道府県では 3、市町村では 181、合計すると 184 の自治体でまちづくり基本条例が制定されているという状況です。このように、地方自治法の使い勝手の悪さというものを、そ

それぞれの自治体独自に、住民が参加しやすい仕組みや運用などを定めようというものです。ちなみに、現在、東京 23 区を含めた市町村の数は 1,750 であり、制定数は大体 10.3 パーセントとなりますので、かなりの数の自治体で、こうした条例が制定されていることとなります。新潟県下では、新潟市、上越市、柏崎市、妙高市、新発田市、聖籠町、関川村の 7 つの自治体で制定されており、県内の制定率は 23 パーセントです。その他にも、阿賀野市や長岡市など策定中の自治体もあります。このような中で、燕市でも非常に努力されて、まちづくり基本条例の素案を創り上げてきたということです。

まちづくりは、行政だけでできるものではありません。頑張っても行政にも限界がありますから、当然市民が関わってまちづくりというものを進めていく必要があります。その認識は、どの自治体でも共通であると思います。また、市民の関わりというものも、政策立案のなるべく早い段階から実施、評価、それから見直しの各段階に参画したり、協働したりしていくことができないと、まちづくりは活性化しないということになります。こういった点からも、議会で議論をしていただきながら是非とも制定を目指していただきたいと思います。

2. 条例制定の効果

次に、条例制定の効果ですが、市民の皆さんが、いかにこの条例を活用するかにかかってくるであろうと思います。活用しなければ、何も変わらないということです。北海道のニセコ町は、まちづくり基本条例を全国で最初に制定した自治体として有名ですが、ニセコ町の場合はどういふふうに評価されているかと言えば、議会の関係ですと、住民が議会の重要性と役割を再認識すること、議会が住民との積極的な意見交換を行うこと、住民が議会活動へ参加するようになったこと、こういった形で評価されています。まちづくりの関係では、住民の権利が拡充されたこと、住民が責任を自覚して総合的視点に立った行動を行うようになったこと。職員の関係では、職員の法務能力や政策能力が向上したこと。コミュニティについては、交流やまちづくりのネットワークが広がったこと。これらが条例制定の効果として挙げられます。燕市でも、条例が制定された暁には十分な活用を行っていただきたいと思います。

3. 参画と協働

次に、参画と協働ですが、まちづくりに関する多くの条例で、この言葉が流行りのように使われています。また、協働については概念がいろいろあります。その中で、協働事業の提案というものがあります。今回の提言書では 25 ページ、第 18 条第 2 項に掲載されていますが、こういった取り組みが非常に重要です。協働という言葉は、法律で探してみると、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」という法律の中で協働の取り組みについて規定されていますが、「二以上の国民、民間団体等がそれぞれ適切に役割を分担しつつ対等の立場において相互に協力して行う環境保全の意欲の増進その他の環境の保全に関する取組をいう。」という内容です。これ以外に、協働についての法律の規定はありません。したがって、協働というものは、これからどの様に取り組んでいくのかをそれぞれの自治体が考えて規定するべきものであると思います。そのようなことから、協働は、まちづくりに関する条例で様々な定義がなされています。それから、全国ではどのような例があるのか探してみると、例えば佐賀県。これは県レベルですが、「提案型公共サービス改善制度」というものを行っており、警察や県立学校を除いた県の全業務について、県民の満足度を高めるために公共サービスの担い手の多様化に取り組んでいます。市レベルでは、愛知県の高浜市、神奈川県横須賀市と茅ヶ崎市、熊本県の八代市、福岡県宗像市、島根県大田市、こういったところが代表的です。また、自治体が実施している協働化テストなどの特徴は、民間の提案に基づき、提案者と自治体が協議しながら、事業内容を詰めていく点にあります。例えば、業務に対して、行政が煮詰めた内容を市民に任せるのではなくて、適切な段階で市民が参加する形で業務の内容を決めていくというものです。そのように、協働の提案制度は非常に重要なものであると考えています。

4. まちづくり協議会

次に、まちづくり協議会ですが、今回の提言書では 18 ページ、第 10 条に掲載されています。

まちづくり協議会も多くの自治体で組織されていて、まちづくりの重要な役割を果たしていることも事実です。例えば、大阪府の豊中市では、駅前まちづくり協議会が組織され、様々な提案をしたり、交通社会実験をしたりなど、その機能を果たしています。その他、神奈川県鎌倉市、逗子市などでも、こうした取り組みが行われています。名称は、まちづくり協議会の他に、まちづくり市民会議、地区協議会など様々ですが、自治会とは異なり、広範なまちづくりの提案を行っています。したがって地域だけではなくてNPOなどのそれぞれの専門分野の人達の参加を得て、専門的な見地あるいは広い見地からまちづくりの提案を行う非常に重要な役割を果たしています。神戸市の場合、もともと長田区の真野地区というところでまちづくり協議会を組織していましたが、阪神淡路大震災が起こった後は、各地区にまちづくり協議会がつくられ、今でも活動が続いています。このような形で、市民が協議しながらまちづくりというものについて提案していくことが重要であると思います。行政だけで考えるということは限界があり、地域のことは、そこに住んでいる人が一番よく知っているわけですので、住民の提案というのは非常に大事なことです。燕市でも13の協議会が活動していますが、市民が自主的に組織・活動して、行政がこれを支援するというのが基本であると考えます。したがって、まちづくり協議会は、燕市の将来的なまちづくりに向けて様々な活動・提案を行っていくことが重要だと思えます。

5. 議会

最後に、議会です。議会については、今回の提言書の中でもそうですが、まちづくりに関する条例の中では、基本的な内容のみを規定するというのが一般的であるということです。なぜかと言えば、議会に関する問題は、議会に任せようという考えがあるからです。地方議会が自らルールを定める「議会基本条例」というものがあります。今回のまちづくり基本条例とは別物であります。議会基本条例は、最近になって盛んに制定されておりまして、平成22年11月2日現在で、都道府県で12、市町村で122、合計134の自治体で議会基本条例が制定されているという状況です。内容は、例えば議会での議員の質問に対して長が逆に質問をする反問権や、あるいは議会の開催に関して、市民がより参加しやすい開催の仕方をするであるとか、あるいは政務調査費の問題であるとか、そういったことについて議会が自らルールを定めているというものです。県内では、新発田市と上越市の2市のみで制定されています。全国では、7パーセントの市町村で議会基本条例が制定されていることになり、最近特に増えてきているという状況です。現在、地方分権という言葉にかわって、地域主権という言葉が使われていますが、地方分権は中央の権力を地方に分け与えるという意味がありますが、地域主権という言葉は、地域が主権を持っているということで、かなり理念が変わって来ています。ということになると、ますます地方議会の役割というものが重要になりますから、そういう意味でも議会基本条例について検討をしていたら良いと思います。

まずは、まちづくり基本条例を早期に成立させてこれを活用していく。その中で問題点があれば見つけて、また見直していく。そういった取り組みが重要であると思います。

司会：

南先生、ありがとうございました。

続きまして、お二人目の講師のご紹介をいたします。講師は、新潟大学大学院実務法学研究科准教授の馬場 健先生です。馬場先生は、政治学博士で、大学では行政学を主に担当されており、また、新発田市まちづくり基本条例市民提案会、五泉市市民まちづくり会議のアドバイザーなどを務められています。そして、今回、燕市まちづくり基本条例市民検討会議のアドバイザーとしてもご参画していただいております。

それでは、馬場先生、よろしくお願いたします。

馬場先生：

皆さん、こんにちは。新潟大学の馬場でございます。今回、燕市のまちづくり基本条例の検討

に当たって、アドバイザーとしてお手伝いをさせていただきました。

今回の提言は、条例の素案という形です。今後、行政内部で条例案の形式になり、市長を通じて市議会にご提案され、そして、市議会で審議をしていただき、可決されれば成立するという過程があります。

最初に南波部長からお話がありましたが、これまで良いことをお話していたんだと、自分でも思い出しています。燕市のホームページをご覧くださいますと、これまでの過程が全部公表されていますので、よろしければお話をさせていただいた内容を確認していただければと思います。

それでは、何度もお話をしていますので、聞いたことがある方もいらっしゃるかもしれませんが、まちづくり基本条例に関する僕のスタンスと、なぜ、まちづくり基本条例の制定に協力させていただくのかについて、お話をさせていただきます。

僕は、行政学というものが専門領域です。この学問領域というのは、政治学から出てきたものです。法律学と異なる点は、規定がなくても上手くいくのであれば、制度をわざわざ条例という法体系で定めなくても良いのではないかと考えることです。僕自身も、そう考えています。ではなぜ、わざわざ制度を条例で定める必要があるのかと言うと、制度が人をつくるという側面があるからです。もしも、条例を制定していただければ、それを守らなければならない、若しくは、条例に基づいていろいろな取り組みを行っていかうということになります。これは、行政の側もそうですし、市民の側にも言えることです。したがって、条例があることによって市民と行政との関係が新たな形で構築されていくことになるということなんです。これまでは、制度はないけれど、それについて誰も何も言わないので何となく進めていたことが、もしも制度として固まれば、今後は制度に則って、市民と行政との関係がいろいろな形で構築されていくであろうと考えられるということです。このような意味から、制度が人をつくるということが重要であると考え、アドバイザーとして協力させていただいたというわけです。

では、その制度が人をつくると言ったときの制度には何が必要なのか、後ろ側に何が控えているのかということ、制度の精神というものです。それは、今回、市民検討会議の皆さんが検討してこられた提言書の中に書いてあります。条例素案は、今後の検討によって実際の条例が制定されたときには言葉が変わっている部分もあるかもしれませんが、条例素案の言葉それ自体が問題なのではなく、今、皆さんから発表していただいた制度の意義や込めた想いというものが体現されていることが重要です。それで十分であり、一言一句同じものであるという必要はないということです。その意味で、この制度の精神が載っているものが今回の提言書であるということです。

例えば、他の都市ではほとんど見られない燕市の特徴として、産業カレンダーがあります。ご存知ない方もいらっしゃるかもしれませんが、産業カレンダーは新潟市にはありません。ということは、この都市が産業に基づいて形成されているということを実例に示している事例です。地域特性というものは、地域ごとに存在しています。このように、この地域の特性も今回の提言書の中に反映されているというわけです。

したがって、制度をつくるに当たっての精神が宿っている提言書を皆さんからご覧いただき、それに基づいて、どんな形の条例ができれば良いのか、今一度確認していただければと思います。

最後に、僕から2年半にわたる多くの想いを述べさせていただきました。ありがとうございました。

司会：

馬場先生、ありがとうございました。

6 質疑応答

司会：

それでは、ここで、会場の皆さんからご質問をお受けいたします。委員の皆さんへのご質問や南先生と馬場先生へのご質問がありましたらお願いいたします。

ご発言を希望される方は、挙手をお願いいたします。
(特になし)

司会：

無いようですので、それでは、これで第 1 部を終了いたします。発表者の皆さん、南先生、馬場先生ありがとうございました。

ここで、第 2 部の準備のため、休憩をいただきます。
(休憩)

7 パネルディスカッション テーマ「これからのまちづくりについて」

司会：

それでは、ただ今から第 2 部のパネルディスカッションを始めさせていただきます。

パネルディスカッションは、「これからのまちづくりについて」をテーマに、今回の取り組みの感想などを含めながら、燕市のまちづくりについて考える機会とさせていただくために設定させていただきました。

パネルディスカッションのコーディネーターは、新潟大学の南先生に行っていただきます。パネリストの皆さんは、南先生のお隣から、新潟大学の馬場先生、鈴木市長、市民検討会議の市民公募委員としてご参画いただきました、池田 信行さん、宇佐美 弘さん、長田 達朗さん、以上の皆さんです。それでは、パネルディスカッションを始めさせていただきます。南先生、よろしくをお願いいたします。

南先生：

それでは、これからパネルディスカッションを始めます。2 回の質問を行いたいと思いますので、最初にご発言をお願いしたいのは、「参加の動機」、「参加してみたの苦労」、「提言書の内容について一番伝えたいこと」です。それぞれの内容について、3 人の委員の皆さんからご発言をお願いしたいと思います。

池田委員：

【参加の動機】

「燕市で、今こんなことをやろうとしているんだ。その会議に参加できるならば参加してみたい」というのが最初の動機でした。また、地元に対して愛着があるということもあります。私は、サッカーが好きで、サッカーならアルビレックスを応援しています。それと同じく、生まれ育った燕のためにできることをお手伝いしたい。自分達のまちは自分達でつくるんだ。福祉に関わる人の目線でまちづくり基本条例をつくりたい。そして、いろいろな人に関わることによって自分を高めることができたらというのも参加動機につながりました。

【参加してみたの苦労】

様々な見方、考え方があるので意見をまとめたり、形にしたりするのに苦労はありましたが、個人的には好きで参加したので、大きな苦労は感じませんでした。むしろ、参加することで楽しいことばかりでした。

【提言書の内容について一番伝えたいこと】

全てと言いたいですが、ここまで来るのに職員委員、市民公募委員、馬場先生といった多くの人の意見、知恵など、苦労に苦労を重ねたものの結晶です。その提言書が、今後の燕市の進みたい一つの方向になるわけですので、内容をしっかりと見ていただきたいと思いますし、議員の皆さんからも、しっかりと議論していただきたいと思います。

宇佐美委員：

【参加の動機】

燕市の将来へ向けて、まちづくりを検討する大切な会議と思い参加させていただきました。

【参加してみたの苦労】

何しろ、条例づくりは全くの初体験で、多方面から考える必要性があり、しかもバランス感覚で考えることの大切さを痛感しました。

私は、当初から条例が成立した後は、実際にこの条例が生かされ実効性があるものにしたいと考えました。これまでも、協議会など各主体の活動は、それぞれ一生懸命に取り組まれています。そういう意味では頭が下がりますが、ただ、考えてみると「まちづくりの基本理念」や「燕市教育立市宣言」はあるものの、それが具体的なまちづくりの活動指針になっていないと感じました。

提言書の 24 ページをご覧ください。この協働のところで、私共の議論の中でもいろいろな意見がありましたが、「協働に関する市民の関心が不足していること」「協働のルールや仕組みが整っていないこと」「指針やマニュアルが整備されていないこと」「活動の目的や目標が共有されていないこと」「役割や責任が不透明であること」「各主体の組織ごとの協力・連携不足により、同じ取り組みでもバラバラで活動を行っていること」などの議論がなされました。そういう意味では、燕のパワーが結集されているとは言えないということで、この改善のための条例にしたいと議論が重ねられました。

最終的には、この素案では、第 1 章で基本理念として「人を育てる」「人を活かす」「人がふれあう」「人が助け合う」が盛り込まれまして、まちづくりへ努力すべき方向が示されたと受け止めております。

14 ページですが、第 2 章では、まちづくりの主体が明示され、「誰がまちづくりを担う主人公なのか」ということが明確にされました。

24 ページですが、第 3 章の協働では、議論の過程で、現状での活動上の問題点が挙げられ、それらを解決するための議論が積み重ねられました。そして、まちづくりの具体的推進に向けた考え方が盛り込まれたと考えております。

このことから、この条例がきちんと運用されれば、画期的なまちづくりが可能となるのではないかと考えます。

【提言書の内容について一番伝えたいこと】

まず 8 ページの前文ですが、燕市民の、とりわけ若い世代の人、子どもたちに、ふるさと燕の誇りを持ってほしいということです。

ご存知のように、燕市の工業技術は、世界のトップクラスです。それが最近では、アジア諸国の追い上げで厳しい状況になってきていますが、今だからこそ人財を育て、この難局を切り開かねばならない、そういうときではないかと考えております。

それから、良寛の薫陶を受けた鈴木文臺先生が開かれた長善館は、「西の松下村塾、東の長善館」と言われるそうですが、「人は善いところを伸ばせば、悪いところは消えていく」という教育方針で、非常に伸びやかでスケールの大きい青年が数多く輩出されました。その彼らが力を合わせて大河津分水路を完成させました。私は、この教育方法を現代教育に活かすべきだと考えておりますが、この大河津分水路の治水事業の効果としては、これも私は世界トップクラスだと考えております。もっと子ども達に伝えたいことの一つです。

条例素案に、まちづくりの主体が掲げられていますが、自治会とまちづくり協議会が盛り込まれるのは全国で初だということです。その両方が、まちづくりの主体として、最も大きい影響力があります。その活動にあたっては「まちづくりの基本理念」や「教育立市宣言」の趣旨を共有して、方向性を合わせ、それに沿った活動を、それぞれの主体で工夫して実施していくことができれば素晴らしいと考えています。

また、条例はつくるだけでなく、その運用が大切だと思います。例えば、基本理念の中の「人を育てる」という項目がありますが、この共通テーマを協議会や自治会で、自分たちの組織は何

をなすべきかということを考えてとき、小学校や保育園への支援などについての情報交換や要望把握等を重ねることによって、各組織の具体的な支援策が見えてくると思います。そして、各組織が同じ方向で力を合わせていくことで、人を育てる施策の推進が可能となって参ります。これは、一つの例であります、そういう意味で、一つ一つの問題を解決していくことで、まちづくりの土台づくりになると考えます。

最初は、どうなるのか見えていませんでしたが、市民委員、職員委員が総力を尽くした良い取り組みだったと思います。馬場先生のご指導で、良くここまで出来たというのが今の実感です。ぜひ、実際に生かして欲しいというのが、2年にわたり活動してきたメンバーの悲願です。よろしくお願いします。

長田委員：

【参加の動機】

今まで、地域社会のことは家内に任せてサラリーマンに専念してきました。退職後は、これでは地域社会で生きていけないと感じて、地域の環境を吸収するよう努力して来ました。そして行政の方とも知り合い、100人委員会をはじめ、幾つかの会合に参加することが地域情勢や課題を理解する早道だと思って実行してきました。今回のまちづくり基本条例市民検討会議も、その一貫として参加したというのが動機です。

【参加してみたの苦労】

今でも気になります、この基本条例の主旨がすぐに理解できないという部分です。自分なりに理解するように努力しましたが、従来の経験からですといろいろな問題や課題が見えており、対策と期待値を見越しながら結論を出して、成果を見てきたという経緯があります。そういったものには期限があり、達成感の様なスキッとしたものを感じていたんですが、今回の基本条例については、そこがよく見えず理解に苦労しました。

相当な想いがこの素案の中に入っておりますので、非常に大事なのですが、燕市の将来像を気になければ、現状維持の方が何となく気楽なような感じもします。まして、私たちは2年半にわたって苦労しながら検討してきましたが、初めて耳にする市民の方が基本条例と言っても、その主旨を本当に理解できるだろうかと思うと頭の痛い話です。これは、関係者の皆さんから強いリーダーシップと忍耐力や勇気を持って何としても進めていただきたいと思っております。

もう一つ、私は、常日頃から無頓着に言葉を使ったり、文章を書いたりしていますが、条例化されると、解釈次第では誤解や反感を買うことになりかねない一面を痛感しました。簡単に意見を述べていったのですが、ここではこの文章はこういう問題があると教えられ、文章の言い回し方一つで、私の知らない所で真面目に仕事をしている立場の違う人達に迷惑が掛かるのではないかと思い、苦手な言葉の言い回しや文章に真剣に取り組んだということが苦労話です。

【提言書の内容について一番伝えたいこと】

私は、障がいを持つ子どもの親でもあります。今までの活動も常に福祉を前提として参加してきました。障がい者でも安心して暮らせる生活の確保を非常に求めています。生活確保と言いますと経済面もありますが、さらに地域社会を取り巻く環境や市民感情に気兼ねなく接して、障がい者が市民の一人として暮らしていける燕市を期待するものです。

提言書の全ての項目について苦労して討議してきましたので、どれが一番かと言うと甲乙つけ難いですが、障がい者の立場から、第6条の市民の役割の第2項で「市民は、お互いを尊重し、世代や地域を越えて交流しながら支え合い、協力してまちづくりに努めるものとします。」という部分を選びました。ここには、障がいという言葉は書いてありませんが、当然、障がい者も含まれると思いますし、この条文により推進されていくものと思います。

南先生：

ただ今、3人の委員の皆さんから、ご意見をお聴きしましたが、続きまして鈴木市長さんから

ご発言をお願いしたいと思います。

鈴木市長：

はじめに、市民検討会議の委員の皆様には、2年半という長い期間にわたり検討していただきましたことにつきまして、心より感謝と御礼を申し上げます。休憩時間に、会場の後ろに貼ってあります「2年間の想い」という、皆様が書いていただいた感想文を眺めていたんですが、本当にいろいろな想いの中で今日を迎えられているんだなということで感動を覚えたところです。

先ほど、皆さんから順番に条例に込めた想いを発表していただきましたが、これまでの経過などをお聞きして、本当に素晴らしい素案を頂戴したと思っております。また、その過程では、馬場先生にはいろいろなアドバイスをいただき、本当にありがとうございました。

私は、先ほどの皆さんのご説明を聞きながら思ったことですが、この提言書をいただいて、条文そのものはもちろんですが、「基本的な考え方」、「主な論点と議論の経過」といったプロセスがきちりと書かれている、これこそ永久保存版であると思っております。最終的に条例化を目指す方向で努力したいと思っておりますし、その際は条文だけになるわけですが、この論点と議論の経過、そして最終的に出された結論についての説明の部分こそが、非常に貴重な財産であると考えております。そして、これは永久保存版として活用できるとともに、このような方法で進めていかなければならないと確認しました。

最初の挨拶の中で南波部長が、3カ年の取り組みの中で最初は学ぶ、それから次に検討する、そしてまとめに入るという3段階の取り組みについてのお話がありましたが、これからは条例化に向けた段階です。一番大切なのは、条例化された後は、このまま条例にならなかったとしても、ここに込められたこと、書かれていることを実行するということが大切だと思います。

今、3人の皆様のお話を聞いて、条例を実行する前に広めると言いますか、普及するという段階をしっかりとやるべきではないかなと思います。これまで、20人以上の市民委員の皆さんから本当に一生懸命検討していただきましたが、本当にこの条例が生きたものになるためには、200人になり、2,000人になり、20,000人になるという形で、市民の皆さんの間に広がっていくといったプロセスも必要ではないかと思っております。つくってから広めるのか、広めてからつくるのかという議論はあるにしても、何らかの形で広めていくこと。条例を広めていく過程の中でしっかり実行しながら、なるほど、この条例というものを制定する意義があるんだなという形をとるべきなのか、そのやり方は議論させていただき、議会の皆さんともお話をさせていただきたいと思っております。そのように、ただ単に実行するのではなく、広めていく形の中で実行していくということが大切なのではないかと思っております。

中身については、本当にご苦労されたことが良く分かりますし、私自身も就任以来、申し上げていることがございますが、自助、共助、公助という中で、これからは共助という共に助けるということが一番大切であるということです。事実、そこがしっかりしているまちは、自己責任とすることを求められる地域主権の時代の中で、他の地域と違った形で捉えられていくのではないかとことを常々申し上げさせていただいております。この共助という言葉は、協働という言葉に置き換えられるのではないかなと思っております。また、先ほど皆さんがおっしゃられていたように、一体となって進めていく、故郷を愛する、子どもたちが育つといった点も「燕はひとつ」ということを掲げて、皆が一緒になって取り組んでいこう、そのように市も同様の気持ちで今取り組んでおりますので、私たちの想いも非常に一致する、とても良い素案を頂戴したなど受け止めさせていただいております。

南先生：

続きまして、3カ年にわたってアドバイザーを務められました馬場先生からご発言をお願いしたいと思います。

馬場先生：

先ほど、3人の委員の皆さんからお話をいただきました。今回のパネルディスカッションで、委員の皆さんからいきなり質問に答えていただくのも大変ですので、事前に質問をお伝えしようと考えました。今の質問を考えると、3つの項目に分けてはいるんですが、ポイントとして何をここで皆さんに表明してほしいのかと言えば、今回の検討のようにみんなの意見をまとめることは非常に苦労するんですという話を伝えていただきたかったということなんです。

どういうことかと言うと、まちづくりというものは、プロセスなんです。まちづくりとは、物を建てるという話ではありません。僕の言葉ではマネジメントと言いますが、どうやってそのまちを管理していくか、どうやって上手く回していくかということが重要なんです。その一つの方法として、市民と行政が一体となってまちづくりを行っていく方法があるということです。

市民と行政が一体となってまちづくりを行っていくときに、何が必要になるかと言えば、時間が必要になるんです。今回の検討は、2年半かかりました。前半の学習会から、その後の検討の部分でも、大変時間がかかりました。なぜかと言うと、皆さんで議論をして進めるというのは、少しずつしか進まないんです。例えば、イエスかノーかで答えられる質問だけであれば簡単な話なんです、そんなことは決して有り得ないんです。

よく、議会制民主主義の母国はイギリスですと教科書に載っていますが、イギリスの議会は、ほとんど採決を採らないんです。どうしてかと言えば、与党と野党がはっきり分かれていて、与党の人数は決まっているために多数決であれば絶対に通るんです。そこで、議論や討論を行って妥協を引き出すということが一番重要なんです。

市民の立場からすれば、与党と野党がいるということではないんですが、いずれにしても議論をしていくなれば、自分が考えているものと他人が考えているものと同じであろうはずがないんですね。そこで、何らかの形で意見をまとめていくには、エイヤーという形で決まるかと言えばそうもいかない。そうすると、ある程度時間をかけて議論をしていかなければならないということなんです。そうした、まちづくりのプロセスが集約されて書かれているというのが、今回の提言書ということなんです。

したがって、こういった議論の場を設けていくということがこれからまちづくりを進めていく、市民が主体となって、または市民と行政が一体となって物事を進めていくためには、欠くべからざる方法だろうと思います。

これもよくお話しするんですが、もしも昔のように行政にお金があれば、時間をかけて議論をしなくても良いのかもしれない。昔は、何でもかんでも行政主導で行ったり、ばらまき政策を行ったりしたわけなんです。しかし、今、そんなことができるはずはありません。そうなれば、相談をして、「これしかお金がないけれど、こういうことをしたらどうだろうか」と話し合っていくしかないわけです。そうすると、その立場を説明するためにはすごく時間がかかるんです。先ほども意見でありましたが、言葉が示す内容が非常に厳密であったりするので、言葉の意味など、いろいろなことを勉強していかなければならない。市民の皆さんからも勉強していただかなければならないし、逆に行政の側はそれを市民に伝えられる、説明できる能力を身に付けなければなりません。難しいことですし、すごく時間がかかることにはなりますが、そういう場を作っていくことができれば、少しずつ議論や説明をする能力が高まってきます。

そのように考えると、この提言書に基づいて条例が制定された場合に、市民も行政も実行していかなければならないということになれば、市民と行政が一体となって物事を進めていく方向に少しずつ向いていくのではないかと思います。それが良いやり方かどうかはいろいろと思うところがないわけではありませんが、今の環境の中では、そういうまちづくりの進め方も必要だろうと考えるわけです。そういう場を作っていくための一つの方法として、まちづくり基本条例というものがあるのではないかと思います。

南先生：

それでは、2回目の質問を行います。条例とは関係なく、まちづくりについての市長、市議会、市民等に対する注文ということで、3人の委員の皆さんからご発言をお願いしたいと思います。

池田委員：

まず、市長に対してということですが、市の現状をしっかりと把握して、現状に合った正しい判断をしていただきたいと思います。先ほど馬場先生のお話にもあったとおり、地方にはお金がありません。そのような財政の中ですので、お金をかけないで工夫するという選択肢もあります。また、他の先進地の例もあります。参考にできるところは生かしていただきたいと思います。燕市は、特に「よそはよそ」という地域性が多く見受けられる土地柄でもありますので、他の市町村区の事例等も参考にしながら、とにかくお金をかけずに良いところを生かしていただきたいと思います。また、自治会やまちづくり協議会等の活動の中にも良いところがあるので、そういった活動を生かしたまちづくりを進めていただきたいと思います。そして、人々が安全で安心して暮らせるのは大事なことですし、障がい者の皆さんが自立して暮らせるまちづくりを目指すためには、介護保険であったり、ボランティアであったりと、様々な社会資源が必要ですので、そういった検討を進めていただきたいと思います。なぜ、こう申し上げるかと言いますと、私は、老人福祉に関わって5年が経ちます。また、障がい者の皆さんへのボランティア活動などもさせていただいておりますが、身体に障がいを持つ方が非常に増えてきています。そうした人たちが安心して暮らせるまちづくり、そしてまた、市民一人一人がその人たちを助け合っていくことも大切なことだと考えるからです。

次に、市議会に対してですが、議員さんの中で先進地の例を見ている方がおられます。自分達は市民から選ばれた代表であることを強く認識していただき、市の現状にただ口だけではなく行動をしていただきたいと思います。先進地の例を見ている方には理由があると思います。燕市のまちづくりを良くしたいという想いであると思います。私自身も、仕事に対してもそうですし、ボランティアに対してもそうですが、常に人がやっていることを参考にして、対比しながら取り組んでいるということが根本にあります。

次に、市民に対してですが、広報をもっとしっかりと読んでいただきたいと思います。広報が配られると資源ゴミだという話も聞かれます。私も、今回の取り組みで、周りの人たちにお話をさせていただきましたが、まちづくりに関心が薄いというのが本当のところだと思います。まちづくりの主人公は市民であることは言うまでもありません。市民と行政が一体となつてこそ、初めて良いまちづくりができるものだと思います。合併したことによって燕市も大分変わってきました。広報も読みやすくなっていますので、しっかりと読んでいただいて、それを情報源としてまちづくりに一人一人が取り組んでほしいと思っています。みんなでまちづくりを進めるために一人でも多くの皆さんの協力が必要です。

宇佐美委員：

先ほど、市長さんから非常に心強いコメントをいただきまして、うれしく思っております。市長さんの熱意と、燕市議会の皆様方のご理解とご協力をいただけるものと信じておりますので、よろしくお願ひいたします。

この条例は、燕市基本構想の「まちづくりの基本理念」と「燕市教育立市宣言」を全市的かつ具体的に実行推進するための法的整備の一つという性格を持つものと考えております。そういう意味では、燕市の将来がかかっていると言っても過言ではないと思っております。ぜひ、「燕市教育立市宣言」を実効あるものとするために、市長、市議会のリードで燕のパワーがうねりとなって動き出すことを期待しております。

それから、市長も言っておられたように、皆さんからまず条例の趣旨を知ってもらうことが必要です。そういう意味では、まちづくりの主体たる組織の方々にも趣旨をよくお伝えして、力を

合わせてまちづくりを進めていくための、また、「燕はひとつ」となるための条例になれば良いと思っております。

また、「まちづくりは人づくり」ということであります。燕の子どもたちは優秀です。私は、富山や秋田など、いろいろなところを見させていただきましたが、結論としては、そういったところの子どもたちにできて、燕の子どもにできないはずはないということです。そして、いろいろなことを工夫しながら、今までの燕の良いところはどんどん伸ばすこと。そして、今までの形にこだわらず、思い切った教育へのテコ入れも必要かと考えます。

市民と行政が力を合わせてやっていきたいと考えております。

長田委員：

私の出身が民間企業のため、この燕市が経済的に力強くなってほしいという気持ちがあります。今の燕市は、経済では大変に厳しい状況が続いていますから、当然に目先の対応が急務です。燕市や日本で見ても、民間企業が自分で努力して何とか活路を見出さないと潰れてしまうという状況かと思えます。それに比べて、アジアの発展途上国は、昔の日本が歩んだ「追いつけ追い越せ」の官民一体で、子どもの教育も含めて国で取り組んでおり、確実に成果が出ております。そんなことを見ますと、本当にうかうかしてられないという気持ちです。

日本は完成された先進国ですので、あまりみっともないことはできないと、他の市とバランスや体裁をとるといった消極的な考えでいますと、燕の加工中心のメーカーは大変厳しい状況になっているのではないかと、私自身は痛感しています。そのために、燕市も今こそ他の市と違った奇抜なアイデアや対応が必須であると思っております。

また、市職員が中心で考えるより、もっと民間企業の考えを多く入れてアイデアを募っていただきたいと思えます。予算が厳しいということもありますが、予算もある程度、組み入れた対策を願いたいと思えます。また、いろいろなことを行うことに対して、その内容を機会あるごとに説明したり、広報等で公表したりしていただきたいということです。

今の燕の技術は、核になる加工技では非常に良いものを持っていることが強みとして見えますが、トータルで見ますとローテクが主体で、ともすると発展途上国にリードされつつあると思えます。そういう意味では、長いスパンで教育、例えば技術大学や機械メーカーとの交流をするとか、現場に精通した目利きの人たちが他国を観光抜きで視察したりであるとか、それなりのプロジェクト化を進める必要があると思えます。

市民の皆さんを安心させることも市の役割であると思っておりますので、機会があるごとに進捗状況などの説明をお願いしたいと思っております。

南先生：

ただ今、3人の委員の皆さんから、教育や福祉、産業についてのご意見をお聴きしましたが、これらを踏まえまして、鈴木市長さんからご発言をお願いしたいと思えます。

鈴木市長：

いろいろと行政に対するご提言をいただきました。一番に現状をよく把握してほしいというご意見がありましたが、本当に大切なことだと思っております。どんな分野で、どんなことが生じているのか、どんなことで市民の皆様がお困りになっているのかということについて、真摯に耳を傾けていくという姿勢は大切だと思っております。基本的にその姿勢で、今も取り組んでおりますし、今後も進めて参りたいと思えます。

教育、産業など、いろいろとお話をいただきました。私は、重点施策の中で産業の振興は地域の活性化のために必要であると、最大の重要課題であると常々申し上げています。そして、そのためには新しい産業構造の転換の中で対応できる、そういった意味では成長する分野に転換していくとか、商品企画力を高めながら、高付加価値を生み出すビジネスに進出していく企業を増や

していこう、その辺に力を入れて取り組んでいきたいと考えているところでございます

教育につきましては、産業を振興するうえでも、地域を活性化させるうえでも重要な施策であると、そういう認識のもとで教育の充実ということにも力を入れていきたいと考えております。実は、今日、午前中はこのフォーラムを行っていますが、午後からは教育のシンポジウムということで、まさに今後の燕市の教育や、子どもたちの能力を伸ばすためにどういった方向で取り組んでいくかということをも市民の皆様と意見交換をさせていただきます。そのようなことを含めながら課題に取り組んでいきたいと思っております。

そのほか、いろいろな形で地域の問題や市民の皆様がお困りになっていることを把握し、解決できるように取り組んで参りたいと思っております。

先ほど、馬場先生からもお話がありました、この条例をつくってそれを一つのきっかけやプレッシャーとして取り組んでいく。そういう意味で、提言書にも市の役割という項目がございます。効率的で質の高い行政サービスの提供を図ることや社会経済情勢の変化、多様化する課題等に的確に対応すること、情報公開に努めること、市民が参画できるような機会をつくることなど、市が行わなければならない責務が書かれていますが、これは当然ながら条例をつくるということと並行して、あるいは内容によっては、それより先に進めていくことが必要であると思っております。例えば、審議会委員の公募制や議事録の公開、分かりやすい情報提供に努めるという部分など、積極的に進めて参りたいと思っております。また、いくつか具体的な形で職員に指示している項目もありますので、そのような市としての責務というものを果たしていく中で、先ほど挙げられた課題に取り組んで参りたいと思っております。

また、逆に市民の役割というものも提言書に書いてあります。検討会議にご参加された委員の皆様は、十分自覚されていると思いますが、先ほども申し上げましたが、ここに書かれている内容を広めていく、そして市民の皆様にもいろいろな意味で地域の活動に参加していただくことも必要だと思っております。当然ながら守られるべき権利というものもございますが、例えば、ゴミ出しのルールを守るであるとか、地域社会における市民としての役割を認識していただきながら参画していただく中で、市民、市議会、行政が三者一体となって取り組む、まさにこの条例の精神の帰結であるところに燕市の発展があるんじゃないかなと思っております。

いずれにいたしましても、市民の皆様方のご意見は十分に捉えながら、これからの燕市の行政運営にあたっていきたいと考えております。

馬場先生：

燕市のまちづくりに望むことという内容でご発言をいただきました。僕の研究テーマはイギリスなんです。イギリスのニュータウンというものが専門です。イギリスにはニュータウンが32か所ありますが、第2次世界大戦が終わったところで、産業を何とか復興させようということで作られた都市です。僕は、32か所のほとんどを見て来ていますが、上手くいっているところもあれば、そうではないところもあります。それぞれの産業構造の比較を見たことがあるんですが、上手くいっているところはどういうまちかと言えば、住民同士のつながりというものが強い都市が生き残っていくということになるのだらうと思います。

一つ例をあげると、コーギーというまちがあります。イングランドの真ん中辺りの都市です。もともとは、イギリスの大企業が支える都市でしたが、工場のあった場所は今すべて更地になっていて、疲弊したまちでした。しかし、労働者は横のつながりが非常に強く、助け合いながら流通の基地として再生していったんです。そのように、都市として生き残っていくということを考えた場合に、住民のつながりというものが非常に重要であると思います。

先ほど、教育、産業振興、福祉という3つのご意見がありました、この3つのすべてを実現しようとする対立する概念になります。予算があれば良いんですが、福祉を最大限に実現しようとするれば、教育の予算を回さなければならないといった具合に対立するわけです。同様に住民の間でも、産業を振興させたいと思う人、福祉、教育を充実させたいと思う人の利害が対立する

ということがあるかもしれません。その中で、前に進めていくためには、相手の立場を理解するための討議の場や共通基盤などを創っていく必要があるだろうと考えます。

それが、今回の条例ということになるかどうかは別としても、住民同士のつながりや行政との関係性を構築していくことが必要になるということです。先ほど、市長さんが言及してくださったんですが、効率的な行政というものを確保していくことにもつながるわけです。

ここで、効率的な行政と言いましたが、行政学の立場から言うと非常に難しいことだと思います。効率的というものはどういうものか、実は良く分からないんです。民間企業と行政とは異なるものです。例えば、行政の窓口で10人の対応ができた場合と、5人しか対応できなかった場合とでは、10人の方が効率的だと思いますよね。しかし、複雑な問題を抱えた方にきちんと対応しようとするれば時間がかかるわけです。それは、効率が悪いのかと言えばそうであるとは言えないわけです。どのような基準がふさわしいのか、それは皆さんで考えていただかなければなりません。

そのような形で、これからは皆さんで議論していくことが必要であり、住民も行政も考え方を身に付けていくことが必要になると思います。そして燕というまちが、住民同士、また住民と行政との関係性を今まで以上に発展させていただくことを僕自身は望んでいます。

南先生：

ありがとうございました。ここで時間となりましたので、パネルディスカッションを終了させていただきます。皆さん、大変お疲れ様でした。

司会：

それでは、これで第2部のパネルディスカッションを終了いたします。コーディネーターの南先生、パネリストの皆さん、大変ありがとうございました。

皆さん、今一度、大きな拍手をお願いいたします。

8 市長挨拶

司会：

それでは、最後に、鈴木市長がごあいさつを申し上げます。

鈴木市長：

本日は、大変お忙しい中、燕市まちづくり基本条例市民フォーラムにご参加いただきまして、誠にありがとうございました。

先ほども申し上げましたが、この素案をつくるに当たって、委員の皆様をはじめ、いろいろな方々から非常にご苦勞をいただき、改めましてお礼を申し上げます。

本日、この条例の意義や効果、期待されることについて様々な角度からお話をいただきましたが、そういった内容も含めまして、条例化に向けてこれから努力して参りたいと思っております。

また、この条例はつくることがゴールではなく、そこから新たなまちづくりがスタートするということであろうと思っております。この条例に込められた、条例の後ろ側にある想い、理想や理念といったものがこれからの燕市のまちづくりに必ずや有意義なものとなるのではないかと、そんな思いで取り組んで参りたいと思っております。

結びになりますが、この素案をつくるに当たって検討された方々に心より感謝と敬意を表しますとともに、本日、市議会議員の皆様もいらっしゃいますが、いろいろな方々から、この想いをぜひ受け止めていただきたいということをお願い申し上げます。私のご挨拶とさせていただきます。本日は、大変ありがとうございました。

9 閉会

司会：

閉会予定の時間となりましたので、本フォーラムを閉会したいと思います。終わりにお願いがございます。

市では、まちづくり基本条例の制定に向け、取り組みを進めて参ります。燕市のまちづくりの基本ルールとなる条例づくりには、大勢の市民の皆さんのご意見を反映しながら策定する必要があります。

条例に対するご意見やご要望がございましたら、いつでも事務局であります企画政策課までご連絡くださるようお願いいたします。

また、お手元のアンケート用紙につきましては、お帰りの際に、受付に設置してあります回収箱にお入れいただきますようお願いいたします。

それでは、以上をもちまして燕市まちづくり基本条例市民フォーラムを閉会いたします。お足元にご注意のうえ、事故のないようお気を付けてお帰りください。

本日は、長時間にわたりご参加いただき、大変ありがとうございました。

手話通訳の皆さんも、ご協力ありがとうございました。